

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

(平成14年4月5日島根県公安委員会規程第5号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第24条第8項の規定により運転免許の技能試験に従事する者(以下「技能試験官」という。)の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(技能試験官の指定基準)

第2条 技能試験官には、次の各号のいずれにも該当する者を指定するものとする。ただし、公安委員会がこれに準ずる者として認めたときは、この限りでない。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) 年齢が25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けており、かつ、普通自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る運転免許についての技能試験にあっては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能、自動車の運転技能に関する採点方法その他の必要な知識を有する者であること。

(技能試験官の教養)

第3条 技能試験官として新たに指定を受けようとする者(別表において「新規指定者」という。)及び技能試験官の職から離れていた者で再度技能試験官として指定を受けようとするもの(別表において「再指定者」という。)に対しては、別表に掲げるところにより教養を行うものとする。ただし、当該教養を受ける者が交通警察業務について相当の経験を有するものであるときは、警察本部長の承認を受けた上、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

2 技能試験官に対しては、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(技能試験官の指定等)

第4条 技能試験官の指定は、第2条に定める要件を満たし、かつ、前条第1項に定める教養を修了した者に対し、指定書(様式第1号)を交付して行うものとする。

2 技能試験官がその職から離れたときは、速やかに指定書を公安委員会へ返納しなければならない。

(技能試験官指定番号簿等)

第5条 交通部運転免許課長は、技能試験官指定番号簿(様式第2号)及び技能試験官台帳(様式第3号)を作成し、技能試験官の指定の状況を管理しなければならない。

附 則

- 1 この公安委員会規程は、制定の日から施行する。
- 2 自動車運転免許技能試験官の指定等に関する内規(昭和53年島根県公安委員会内規第

3号。次項において「内規」という。)は、廃止する。

3 この公安委員会規程の施行の際現に内規の規定により技能試験官に交付されている指定書は、この公安委員会規程により交付された指定書とみなす。

附 則（平成14年5月21日島根県公安委員会規程第8号）

この公安委員会規程は、平成14年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

技能試験官教養実施基準

項目	科目	教養時間	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運転免許制度の教養	2時間以上	-
	試験官の心構え	2時間以上	2時間以上
	運転免許事務の概要	3時間以上	-
	運転心理	3時間以上	-
	小計	10時間以上	2時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60時間以上	4時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20時間以上	3時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50時間以上	4時間以上
	試験官として必要な自動車の運転技能	90時間以上	8時間以上
	運転免許試験に関する法令等の知識	30時間以上	2時間以上
	小計	250時間以上	21時間以上
実務教養	技能試験の実施に関する知識	20時間以上	3時間以上
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150時間以上	15時間以上
	自動車の運転技能に関する採点方法	120時間以上	10時間以上
	試験実施基準に関する知識	130時間以上	12時間以上
	小計	420時間以上	40時間以上
合計		680時間以上	63時間以上

様式第1号から様式第3号まで〔略〕